

日本麻酔科学会学術集会における利益相反の開示について

臨床研究法施行および2018年5月16日の「利益相反に関する細則」の改訂に従い、日本麻酔科学会が主催する学術集会（支部学術集会を含む）の演題発表に際して、発表者（演者）と共同研究者・共同発表者の利益相反の申告項目が変更となりました

■対象者および対象

1. 日本麻酔科学会が主催する学術集会、シンポジウム、講演会、市民公開講座等の発表・講演
2. 報告対象となるのは(1)発表者、及び(2)共同研究者・共同発表者
3. 申告すべき対象は、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体との関係についてです。

■学術集会での発表に際しての個人情報開示項目

*学術集会での当日発表の際に、口頭発表者はスライドの2枚目に、ポスター発表者は、最初、もしくは最後の部分に掲示して下さい（必須）。

*抄録提出日を基準として過去3年間について開示をして下さい。

*該当する開示事項がまったくない場合は「該当なし」にチェックして下さい。

*開示内容に関しては、プログラム集・抄録集には記載されません。

[サンプルスライド](#)

■個人の利益相反記載事項

1. 役員・顧問職 企業や営利を目的とした法人、組織、団体（以下、企業等、という）の役員、顧問職の有無。1つの企業等から、年間100万円以上の報酬を受け取っている場合

2. 株式

産学連携活動の相手先企業の株などの種類（公開・未公開を問わず株式、出資金、ストックオプション、受益権等）に対して、1つの企業等から年間100万円以上の利益（配当、売却益の総和）を取得した場合及び当該発行済株式数の5%以上保有している場合

3. 特許権使用料

年間100万円を越える場合（1企業あたりの金額）

4. 日当・出席料・講演料等

年間50万円を越える場合（1企業あたりの金額）

5. 寄附講座

所属の有無および給与の有無

6. 原稿料

年間 50 万円を越える場合（1 企業あたりの金額）

7. 研究費

1 つの臨床研究（受託研究，共同研究等）に対する総額が年間 100 万円以上の場合

8. 奨学寄付金

（奨励寄付金）

申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究責任者に対する総額が年間 100 万円以上の場合

9. その他

年間 5 万円以上の贈答（研究とは直接無関係な旅行，贈答品等）

企業からの物品・施設・役務の受領および企業研究者の研究へ参画の有無

《 利益相反の開示についての問合せ先 》

公益社団法人日本麻酔科学会 ホームページのお問い合わせよりご連絡ください。